

労働総研 ニュース

No. 353・354

2019年8・9月

発 行 労働運動総合研究所（略称：労働総研） <http://www.yuiyuidori.net/soken/>
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎(03)3230-0441 Fax(03)3230-0442 Eメール rodo-soken@nifty.com

労働運動総合研究所

アニュアル・リポート～2018年度

賃金・最賃問題研究部会	責任者	藤田 実
年度中に取り組んだ調査研究テーマ 同一労働同一賃金に向けての課題	メンバー人数	11人

① 今年度の研究経過

当部会は2019年前期には「最低賃金問題」が緊急の課題となるのを意識して、春季に各部会メンバーがその現状、問題点、中小企業対策などについて議論し、可能なかぎり早く部会としての提言をまとめることとし、『労働総研クオータリー』2019年冬季号に「最低賃金制の現状分析とその在り方について一労働組合運動への提言」として公表した。

その後、安倍「働き方改革」で「同一労働同一賃金」が掲げられるなかで、その問題点を認識し、併せて外部講師（JILPT山崎憲主任調査員）を呼び、アメリカ、カナダの均等待遇の状況について報告を受けた。

日本における同一価値労働同一賃金問題は日本の賃金体系問題とも係わるので、財界の賃金体系政策の今後の方向性、生協（ユーロープ）の事例における役割給の性格、査定結果の組合員への開示の事例を討論した。

② 今後の予定

なお、最賃問題にはまだ多くの論点が残されており、トピカルな課題として、D.アトキンソン『日本人の勝算』（東洋経済）の主張の可否、論点の解明なども行う予定である。

目

次

アニュアル・リポート～2018年度 … 1

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・賃金・最賃問題研究部会 …… 1 | ・労働組合研究部会 ……………… 5 |
| ・女性労働研究部会 …… 2 | ・労働運動史研究部会 ……………… 6 |
| ・中小企業問題研究部会 …… 3 | ・社会保障研究部会 ……………… 7 |
| ・労働時間・健康問題研究部会 …… 4 | ・関西圏産業労働研究部会 ……………… 8 |
| 理事会報告他 ……………… 9 | |

女性労働研究部会	責任者 中嶋 晴代
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバー人数 9人
<p>1. 女性が多い雇用形態・職種の労働と生活の実態と課題</p> <p>2. ジェンダー平等の実現に向けて</p> <p>3. 結成初期の労働組合における婦人労働問題</p>	
<p>① 調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か</p> <p>1. 女性が多い非正規雇用や航空機客室乗務員の働き方と問題点</p> <p>2. ジェンダー平等の実現に向けて—セクシュアルハラスメントの実態及び世界とわが国の対策、女性差別撤廃条約選択議定書批准の意義と批准に向けた運動、全労連女性部のとりくみ</p> <p>3. 結成初期の労働組合における「婦人の特殊要求」「婦人部」をめぐる論争—そして今</p>	
<p>② 年度期間中に明らかになった論点</p> <p>1. 「非正規雇用に就く女性の実態」を各種統計から見た。女性の場合は配偶者の有無で働き方・生活が大きく異なっており、その点を配慮して実態と課題を研究する必要が確認された。シングルの派遣や契約社員の女性は「正規の職員・従業員の仕事がないから」という理由が多いが、非正規の最大多数を占める有配偶の女性パートは「家計補助」「家事・育児・介護等との両立」からパートを選び、税や社会保険料負担のない低賃金が多い。ジェンダー平等の実現と全労働者の低賃金の重石になっている非正規女性の待遇改善が急務。</p> <p>2. ほとんどが女性の航空機客室乗務員の労働は低酸素・低気圧等の環境で時差、深夜勤務を伴う不規則・長時間勤務であり、10時間を超える勤務でも休憩が全くないという労基法違反がある。長距離国際線では勤務後の休日がEU航空会社の休養水準と比べ半分であり、時差が取れないまま次の勤務をこなしており、体調不良やメンタル疾患が深刻化している。労基法違反の是正とEU並みの勤務改善が急務である。</p> <p>3. セクシュアルハラスメントは人権侵害と差別の視点で問い合わせることが大事である。 ILOの「暴力とハラスメント禁止条約」は定義や適用範囲を広く定め、禁止しているのに対し、わが国ではハラスメント防止を「雇用管理上の措置の義務づけ」にとどめ、実効性がない。今後、条約の批准と国内法の改正、ハラスメントのない職場づくりが求められる。</p> <p>4. 差別されない権利とジェンダー平等への権利を確かなものにする上で選択議定書の批准と運動強化が重要であることが確認された。女性部の役割も重要。</p> <p>5. 労働組合結成の初期、1920年代に当時の無産政党幹部の理解がないなかで、山川菊栄が主張した「婦人の特殊要求」の先駆性、また、日本労働組合評議会における「婦人部評議会テーマ」の採択とその後の「労働組合婦人部論争」の意義を確認した。それから100年近くを経た今日、ジェンダー平等への動きはすすんできたが、労働組合における女性の要求や女性部の位置づけなど、深めるべき課題は多い。</p>	
<p>③ その他</p> <p>今期は研究所プロジェクト「働く貧困と若者」とかわらせて、「若年女性労働者の貧困」については取り上げられなかったので、次年度に取り組みたい。</p>	

中小企業問題研究部会	責任者	松丸 和夫
年度中に取り組んだ調査研究テーマ 中小企業労働運動の活性化、経営の持続的発展	メンバーハンス	11人

① 研究経過

当部会は、大企業のグローバル展開、安倍政権による「生産性革命」「働き方改革」などの関連法案強行のもとで、中小企業の業績悪化・格差拡大がすすみ、中小企業と関係単産が直面している諸問題に対処するために、計5回の研究会をすべて公開にて開催した。今年度前半の報告者は、当部会の若手メンバーが受け持った。(出席者は10~25人)

研究会では、部会メンバーのほか他団体や他の部会の研究者、全労連役員らの報告と出席を得ながら、つぎのような課題を研究して成果を広めることとした。とりわけ、中小・小規模経営を守り、労働者の賃金・労働条件の改善に資するように努めてきた。

② 年度期間中の研究テーマと(報告者)

◇アントレプレナーシップ(起業活動)と地域活性化について

(駒澤大学教授・長山宗広会員)

◇岡山県における小規模事業者の実態調査報告と展望について

(自治労連と全商連付属中小商工業研究所が後援)(倉敷短期大学助教・唐澤克樹会員)

◇個人請負の働き方の類型化と今後の政策課題~建設産業からの考察~について

(岩手県立大学講師・柴田徹平会員)

◇中小企業・小規模事業者予算及び関係法案について

(日本共産党国會議員団事務局・佐田珠実氏)

◇コンビニの現状と働き方について(全国フランチャイズ加盟店協会事務局長・植田忠義氏)

③ その他の活動

定例部会の報告内容等をベースに、会員・関係者が理論誌などに原稿提供した。

◇「月刊全労連」2018年8月号

地域資源を活かした循環型産業振興政策による地域活性化(吉田敬一・駒澤大学教授)

◇「学習の友」2019年2月号

消費税10%をやめさせ国民経済の立直しを(松丸和夫・中央大学教授、中小企業部会長)

◇「労働総研ニュース」2019年3月号

下請中小企業振興法改正案でパブリックコメントを提出(中島康浩・中小企業部会事務局)

◇「月刊全労連」2019年8月号

最賃引上げと中小企業支援策—主要国の実践例から学ぶ(中島康浩・中小企業部会事務局)

④ 今後の課題

以上の研究活動を踏まえ、今後の部会運営は第1に、安倍政権による憲法改悪策動をはじめ、消費税10%引き上げ、自由貿易協定、原発再稼働や、農業・医療の自由化、労働法制の改悪などが推し進められている。こうした、安倍政権の横暴を許さず、国内市場・地域経済のなかで活躍する中小企業を守り発展させるために、国や自治体の振興策と予算の大幅増額などの共同研究をすすめる。

第2に、全労連が戦略的に強化する「地域活性化大運動の推進」「社会的な賃金闘争」に資するよう、民主的な中小企業家・団体とも協力しながら、消費税10%増税阻止、全国一律最賃制の確立、中小企業・地場産業の支援策、地域循環型経済への転換、などの課題について、理論的な研究や、運動推進に役立つ情報・資料提供に努める。

労働時間・健康問題研究部会	責任者 佐々木 昭三
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバー人数
① 安倍「働き方改革」一括法と今後の労働時間・健康問題の課題 ② 青年労働者の過重労働と労働時間、過労死・過労自死・健康問題 ③ 「8時間働けばふつうに暮らせる社会」の労働時間と賃金・雇用	8人

研究活動は、研究テーマを柱にして、①安倍「働き方改革」一括法と今後の労働時間・健康問題の課題を研究部会委員の報告、運動団体の取り組みと課題の報告を合わせて検討する。②研究所プロジェクト「働く貧困と若者」に関連して、青年労働者の過重労働と過労死・過労自死・健康問題の検討を引き続き行い、青年労働者の運動団体の報告、過労死防止学会、いのちと健康全国センターなどの動向もふまえて検討する。③「8時間働けばふつうに暮らせる社会を」の要求・政策内容と正当性を労働時間・健康問題の視点で雇用の安定と生活できる賃金と一体化してとらえ、それに社会保障・社会福祉・公衆衛生をつないでおさえてゆくことですすめてきた。

『労働総研クォータリー』2018年春季号の特集『安倍「働き方改革」と労働時間規制の課題』では「生活から労働時間問題を考える」で、1日8時間労働制の重要性、日本での労働時間、残業の上限規制の課題、労働組合の労働時間規制の取り組みと課題、労働時間・生活時間調査の重要性を検討した。

労働時間と生活時間の調査では、社会調査の概要と調査方法、結果分析と生活時間調査の内容の検討を行った。生活時間調査の沿革・歴史、目的と方法、比較調査・国際調査、生活時間分類・調査の意義をこれまでの調査活動と労働総研の若者調査、全労連の調査活動、いま問題の毎勤統計、総務省の労働力調査、NHKの生活時間調査も検討した。

『安倍「働き方改革」関連法の施行とその後の展開』では「労働時間規制の歴史的転換」として、「働き方改革関連法」成立と「高度プロフェショナル制度」問題点を解説した。「働き方改革」関連法に関わる今後の課題として、長時間・過密労働の是正、過労死過労自死の一掃、同一賃金同一労働・均等待遇の実現、実効あるハラスメント規制と「8時間働いたら帰れる、普通に暮らせる」当たり前前の職場と社会の実現、「働き方改革」関連法の今後の取り組み、36協定調査活動、組織拡大・次世代育成、地域労働運動の強化を確認した。

「青年労働者の過労死と過重労働」では、電通高橋事案、北海道KKR新卒看護師事案、愛知での青年労働者の過労死事案を検討して、なぜ青年労働者が過労死に追い込まれるのかを、職場の過重労働とハラスメント、労働組合と労働安全衛生体制（安全衛生管理体制）、労務管理と職場の人間関係などを研究所プロジェクト「働く貧困と若者」と関連で今後の課題としている。

労働組合研究部会	責任者	赤堀 正成
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバーアンケート	13人
労働戦線再編30年を考える		

① 調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か

労働戦線再編30年を経ることを機に、労働戦線再編のバランスシート、意味を戦後労働運動史の中に位置づけて捉えようとした。

② 年度期間中に明らかになった論点

- a. 産業別組織と地方組織を構成単位とする全労連のこれまで及び今日の在り様と今後の可能性。
- b. 産業別組織と地方組織の運動の現状と今後の課題。
- c. ナショナルセンター間の労働組合運動の共闘の現状と今後の可能性。
- d. 野党共闘下の労働組合運動の在り方。

③ これから解明すべき論点

上記の論点を深めていくことに加えて、

- a. 組織論、団結の構造を踏まえた労働組合運動論。
- b. 労働組合運動再生の客観的根拠と今後の可能性。
- c. 新自由主義支配に抗する労働組合運動の在り方。

労働運動史研究部会	責任者	岡野 孝信
年度中に取り組んだ調査研究テーマ 戦後労働組合運動に関する、活動家からの聞き取り原稿の整理と、内容の検討	メンバー人数	4人

○はじめに

2004年から2006年にかけて、労働運動史研究部会（旧）は、戦後早い時期の労働組合活動に関して10名前後の運動家からの聞き取り調査をおこなっていた。しかし、部会の中心メンバーの急死、等もあり、作業が中断したまま放置されていた。現存していた関係資料は、8人の活動家(下記)の聞き取りテープを起こしたもの(未整理)と、一部のテープ(昨年秋、労働総研事務局保管)のみであった。8人の活動家からの聞き取り内容は、各自の労働運動等に関するリアルな回想である。いま一つは、犬丸義一氏からの労働史研究に関する聞き取りであった。

- ①杉浦正男（印刷、産別会議）、②内山昂（国公）、③塚田義彦（合化）、
- ④堤真一（千葉、機器）、⑤金子圭之（化学、神奈川）、⑥生井宇平（金属）
- ⑦宇田川次保（医療）、⑧引間博愛（運輸）

調査から、すでに、約15年経過した現在、聞き取りにご協力いただいた多くの方はすでに故人、又は高齢となり、聞き取りデータの曖昧な部分の確認作業も難しくなっている。

しかし、その内容は、戦後の早い時期の労働組合運動に関する貴重な証言であり、可能な範囲で整理・記録し、残して置きたいと考えている。

○進行状況と今後

部会では、分担してデータの整理作業を行い各自が原稿に仕上げ、検討(研究会)を行いつつ、作業をすすめている。

今年度は、上記8人の内の5名(宇田川、引間、堤、金子、塚田)の第一次原稿を作成することができ、さらに原稿整理を進めている。2019年内には8名の第一次原稿整理を終え、春には検討会(研究会)を持ち、若干の分析をおこないつつ仕上げたいと考えている。

最終的には、「冊子」にまとめ、労働総研、産別資料室、等で保管したい。なお、『労働総研 クオータリー』への掲載について、労働総研事務局から要請があり、作業(冊子)完成後、その形態や内容について検討することになっている。

社会保障研究部会	責任者	日野 秀逸
年度中に取り組んだ調査研究テーマ	メンバー人數	11人
労働組合が社会保障を取り組む意味について		

① 調査研究が明らかにしようとしている中心点は何か

社会保障の改悪が進められているにもかかわらず、労働組合はなぜ社会保障改悪について有効に対応できていないのか。労働組合が国民に支持されるためには、社会保障を取り上げていく意義がある。その意義について、調査研究で明らかにしていく。

② 年度期間中に明らかになった論点

- ・労働組合が社会保障闘争や問題提起を活発に行えるようにする。

賃金と社会保障は車の両輪であること。

労福協との連携や日弁連をはじめとして非正規・生活保護・国保などのキーワードで関連する組織と戦線を広げること。

「三党合意」(消費税)の呪縛や大衆運動の欠落があること。

- ・埼玉での共同の広がりや社保協の存在と活動は、「埼玉の特殊性」ではなく、事例研究を通して、普遍性を明らかにすること。
- ・国民運動の高揚と社会保障問題は、「市民連合」と野党の共同や統一戦線をつくっていること。

③ これから解明すべき論点

- ・最低賃金、年金、生活保護問題と労働組合運動のあり方
- ・連携・共同の広がりのつくり方
- ・労働組合における学習活動のあり方

関西圏産業労働研究部会	責任者	伊藤 大一
年度中に取り組んだ調査研究テーマ サービス産業における労働負担と外国人労働問題	メンバー人數	8人

①調査研究が明らかにしようとしている中心点およびあきらかになった点

関西産業労働研究部会が明らかにしようとしている中心点は、(1) サービス労働に従事する労働者の身体的な労働負担と心理的な労働負担の解明と、(2) 日系ブラジル人に代表される外国人労働者の労働実態解明と外国人労働者とその家族の日本社会定着の実態である。

(1) の点は近間会員によって主に担われ、調査手法は参与観察である。これまでサービス業小売販売業は、感情労働の視覚から分析されてきた。しかし近間会員のユニクロ調査によって、小売販売業労働は、これまで考えられたような感情労働ではなく、実態としてテーラーイズムを中心とした労働実態であった。この分析から、ユニクロの労働は多くの労働者を「大量雇用」「大量排出」を前提にした、トヨタと同じような労務管理であるといえる。

(2) の点は、植木会員によって担われており、調査手法はインタビュー調査である。外国人労働者の就労は従来の研究では送り出し国要因の「プッシュ」と受け入れ国要因の「プル」の2側面から分析されてきた。植木会員の調査は受け入れ国日本の「プル」要因として、自動車産業の実態把握を行ってきた。この調査は同時に、日本語スキルの低い外国人にどのように仕事を教えるのか、文化の異なる外国人を対象とした労務管理の実態などを明らかにしてきた。

②その他、今後の展開

2019年4月より単純労働の外国人受け入れに日本政府は踏み切った。今後多くの外国人労働者が入国することになる。このことは、日本社会のありように大きな変化をもたらすことは間違いない。アメリカやヨーロッパでは、トランプ大統領やシリア難民排斥に代表される排外主義の台頭に見舞われている。日本においてもこの排外主義の台頭が起こるかもしれないし、すでにその兆候は現れている。今後は、外国人労働者の労働問題に取り組んでいきたい。

2018～19年度第4回常任理事会報告

2018～19年度第4回常任理事会は、全労連会館で、2019年7月27日午前11時から正午まで、熊谷金道代表理事の司会で行われた。

I 報告事項

雇用問題研究会の発足など、前回常任理事会以降の研究活動、企画委員会・事務局活動について藤田実事務局長より報告され、承認された。

II 協議事項

- 1) 事務局長より、入会の申請が報告され、承認された。
- 2) 事務局長より、「労働者の連帯の再構築についての研究会」の発足について報告され、承認された。
- 3) 斎藤力事務局次長より、労働総研プロジェクト（若者調査）の経過、現状および今後の予定について報告され、討論の後、承認された。
- 4) 事務局次長より、第1回理事会に提案する2018年度会計報告、および2019年度予算案について提案され、それぞれ承認された。
- 5) 事務局長より、第1回理事会および全国研究交流会の運営について提案され、承認された。

2018～19年度第1回理事会報告

2018～19年度第1回理事会は、2019年7月27日午後1時から2時まで、全労連会館で開催された。冒頭、藤田実事務局長が、規約第28条の規定を満たしており、第1回理事会は有効に成立していることを宣言した後、熊谷金道代表理事の議長で議事は進められた。

最初に、斎藤力事務局次長より、2018～19年度の活動について、研究所プロジェクトを中心に報告された。この中で、「若者調査」の状況と今後のとりくみとして、①アンケート調査の集約状況、②追加調査の実施、③「若者調査推進募金」の状況（7月27日現在で、36人、34万5,000円）、④聞き取り調査を中心とした今後のとりくみ、などが報告され、討論の上、承認された。

ひきつづき、事務局次長より2018年度会計報告について報告され、承認された。また、渡辺正道監事より2018年度監査報告について報告された。次に、事務局次長より2019年度予算案について提案され、承認された。

2018～19年度全国研究交流会報告

労働総研は2019年7月27日、全労連会館において2018～19年度全国研究交流会を藤田実事務局長の司会で開催した。

報告Ⅰは、「『若者の仕事と暮らしに関するアンケート調査』中間報告」について村上英吾常任理事が報告した。報告では、アンケート調査の項目に沿いながら、回答者の特徴・雇用状況、日頃の働き方、労働組合について、生活状況、社会に対する考え方などについて紹介された。なお、報告に先立ち、「若者調査」の実施要領、および調査票の配付・回収状況について、斎藤力事務局次長が報告した。

報告Ⅱは、「問題提起としてのベーシックインカム（BI）——ガイ・スタンディング『ベーシックインカムへの道』の検討——」について赤堀正成常任理事が報告し、補足報告として、「ベルリンにおけるベーシックインカムの実験」について松丸和夫代表理事が報告した。

報告を中心とした意見交換では、「若者調査」については、全労連加盟・国民春闘共闘委員会参加の労働組合を対象とした調査としての意義と制約についてなどが指摘され、今後の詳細な集計・分析への期待が語られた。ベーシックインカムについては、今日ベーシックインカムが注目されている経済的・社会的背景、最低生活保障との関係をはじめとする現代日本にとっての評価についてなど、参加者から発言があり、活発な意見交換がおこなわれた。

研究部会報告

・女性労働研究部会（6月27日）

「航空機客室乗務員の働き方と問題点」について鈴西氏が報告を行った。客室乗務員の労働は、低酸素、低気圧、低湿度の環境に加え、時差、深夜勤務を伴う不規則・長時間勤務であり、近年、体調不良やメンタル疾患が深刻化している。国内線と近距離国際線では10時間を超える勤務でも休憩が全くないという労基法違反の実態がある。ロンドン、パリ等の長距離国際線では、2泊4日の勤務後2日間の休日しかなく、EU航空会社の休養水準4日間と比べ半分であり時差が取れないまま次の勤務をこなしている。労基法違反の是正とEU並みの勤務改善が急務との問題提起がなされた。

・労働時間・健康問題研究部会（7月26日）
「労働時間法制」改定後の大企業の労働時間制を『安倍「働き方改革」関連法の施行とその後の展開』をテーマに、佐々木昭三氏（労働総研常任理事・社会医学研究センター理事）から「トヨタ、自動車産業に見る」、鷺谷徹氏（中央大学経済学部名誉教授）から自著論稿『労働時間規制の歴史的転換～「高度プロフェショナル制度」がもたらすもの』を報告。佐々木氏からは、トヨタの経営戦略と内部留保、トヨタの労働時間と自動車産業、「労働時間法制」改定後の大企業の労働時間制、続く自動車メーカーの不正を柱に報告した。トヨタでは、新たな裁量労働制（月残業45時間分の固定残業代）の拡大と開発技術で「高プロ」導入が狙われていると指摘した。鷺谷氏からは、「高プロ制度」の法定化の経過、「高プロ制度」＝日本版をホワイトカラーエグゼンプションは何をもたらすのか、「高プロ制度」成立以降の動向をコメントされた。討論では、トヨタの労働時間制、大企業の「高プロ制度」導入の動き、労働時間制改定後の労働組合のとりくみ、労働時間制上限規制とインターバル制度の動きなど。

24日	全労連・全国一般大会へメッセージ
25日	自治労連大会へメッセージ
28日	国民春闘白書編集委員会・執筆者会議
29日	国公労連大会へメッセージ
31日	建交労大会へメッセージ

7～8月の研究活動

- 7月12日 国際労働研究会
- 14日 社会保障研究部会
- 19日 賃金・最賃問題研究部会
- 20日 関西圏産業労働研究部会
- 26日 労働時間・健康問題研究部会
- 27日 全国研究交流会
- 8月22日 女性労働研究部会
- 24日 大企業問題研究会
- 26日 労働組合研究部会
- 29日 中小企業問題研究部会(公開)

7～8月の事務局日誌

- 7月5日 全日赤大会へメッセージ
- 6日 全印総連大会へメッセージ
- 13日 JMITU大会へメッセージ
- 19日 企画委員会
- 24日 日本医労連大会へメッセージ
- 27日 第4回常任理事会・第1回理事会
- 8月8日 労働法制中連事務局団体会議
- 16日 「教育のつどい2019」へメッセージ